

令和6年度補正 産地連携推進緊急対策事業 事務局
公募説明会におけるQ&A一覧

No	質問	回答
1	特定の産地の原材料を使用して新商品を開発することを検討していますが、現時点で産地の生産者と直接の取引関係がありません。 そのため、当該の原材料を取り扱っている商社から仕入れる予定ですが、この場合は「産地連携」の要件に当てはまりますか。	商社経由の原材料調達でも対象にはなりえますが、どのようなメリットを生産地側にもたらすか、事業計画のなかでご説明ください。 その際、特定の産地が想定されていることなど、産地との連携にどのようにつながるのかを具体的に記載をお願いします。
2	①連携する産地の農林水産品自体の品質検査（例えば、含有するタンパク質など各栄養素の検査）は対象経費として認められますか。 ②連携する産地への種苗提供が事業完了期限までに完了するのが難しい場合、どうすればよいですか。	①試作品開発における原材料の成分検査は対象経費として認められます。 ②事業期間中に播種・定植まで実施できれば、提供とみなされますが、購入だけでは認められません。
3	①現状、すでに国産原材料を使用しているが、その取扱量をさらに増加させる取組は対象になりますか。 ②連携先の生産者との契約書、連携確認書等のやりとりは必要ですか。	①対象となります。 ②生産者と交わした契約書や連携確認書等があれば、実績報告時までに提出をお願いします。本事業は、産地と契約を交わすことを要件とはしておりませんが、何らかの証跡をもって連携の実態をご説明いただく必要がございます。
4	試作品用原材料の取扱量の上限はありますか。	上限は定めておりませんが、試作品のために使用した原材料分のみが対象経費となり、在庫としてストック分は認められません。申請時点では、試作品として適切な量であることを事業計画書のなかでご説明ください。
5	食品製造業者が、産地側の生産量増加に対応するために保管用の冷蔵設備を設置することは対象になりますか。	国産原材料の取扱量増加につながり、産地生産量増加にもつながるのであれば対象となります。 保管によって取扱量や生産量がどう拡大するかを、事業計画書内でご説明ください。 ただし、冷蔵倉庫など、建屋とみなされるものは対象外となります。
6	①老朽化により能力の低減した設備を更新する場合、補助対象になりますか。 ②補助事業完了後、翌年以降も実績報告を行う必要はありますか。 ③補助金の概算払い請求はできますか。 ④債務超過などの財務状況でも応募申請は可能ですか。	①単なる老朽化対応の設備入れ替えは認められません。新機種の導入により国産原材料の取扱量にどのように寄与するかをご説明頂く必要があります。 ②翌年以降も実績等の報告を求める場合があります。 ③補助金の支払いは、事業完了後にご提出いただく実績報告書をもとに、事務局にて補助金額を確定した後の精算払いとなります。概算払いはご対応しておりません。 ④応募申請することは可能です。財務面の適格性については事業計画書内で記載をお願いします。
7	食品加工会社が小売りを兼業しており、産地から仕入れた原材料の加工から販売までを一貫して行う場合、申請は可能ですか。	食品の加工・製造を行っている事業者であれば、申請は可能です。

8	食品原材料を加工する設備ではなく、製品パッケージの包装機やパレタイザーなどは補助対象になりますか。	当該設備の導入によって、国産原材料の取扱量が増加することが説明できる設備であれば対象となりますので、その関連性を詳しく事業計画に記載してください。
9	生産者と共同して設立する新会社は、本事業の対象となる事業実施者になりますか。	自社農場や子会社の農場は連携産地の対象になりませんので、産地との関係性についてご注意ください。
10	産地連携の方法として、食品加工製造業者のM&Aを実施する場合、そのための費用は補助対象になりますか。	不動産や株式の購入費等は、対象外となるため、M&A費用も補助対象外となります。
11	「事業完了」の定義を教えてください。	発注から設備の導入、支払、設備稼働、実績報告書の提出までを行い、完了となります。 令和8年2月12日（木）までに完了をいただく必要がありますが、その時点で国産原材料の増加となる生産が100%行えていない場合は、以後取扱量が増加することがわかる生産計画をご提出ください。
12	2026年春に米の作付けをし、秋に収穫され、その後加工・販売となる場合、本事業の対象になりますか。	すべての日程が本事業の事業期間から外れているため、対象外となります。
13	①商社経由の原料調達の場合は、産地限定し産地証明をとる必要があるでしょうか？ ②また製品に対し、国産原料産地は複数の場合は対象になりますか？	①商社経由の場合、産地連携先として事業計画で謳った産地の原材料を実際に使用したというトレースができる資料は何等かご提出頂く必要がございます。 また、商社を経由したとして、産地との連携にどのようにつながるのかを具体的に記載をお願いします。 ②対象になります。
14	原料供給増の為のハウス建設費は申請可能ですか？	いわゆる栽培用のビニールハウスは建物扱いとなるため対象外です。
15	食品製造業者が原材料の生産にも取り組む場合(産地＝食品製造業者)は、申請可能ですか。	申請対象外です。
16	農産物の選果業者は事業に含まれますか。	選果のみを行う事業者の単独申請は対象外になります。
17	輸入原材料の一部を国産原材料へ変更し、さらに産地指定原材料に切り替えたことに対する広告費用は補助対象となりますか。	広告における効果と本補助事業の狙いの合致を示すことができれば、対象になります。 ※対象広告費は本事業の取組によって産地指定を行った原材料の部分のみとなります。 例えば、サイネージ15秒CMのうち2秒程度が当該原材料に関わる部分である場合、当該CM広告費用の15分の2のみが対象経費になります。

18	国産麦や飼料用米、子実用トウモロコシの利用拡大の調査費、研究費について、国産品だけの調査・研究に切り分けにくい、どのように業務内容を精査したらよいですか。 飼料用原料は、廃棄も難しいので、一部飼料として活用してしまうが、その分の費用も原料開発費に算出されますか。	同じ原材料に占める国産原材料の比率などで算出ができる可能性があります。その場合は、按分として算出した根拠をご提示ください。 国産という範囲ではなく、特定の産地を見据えた計画としてください。 また、飼料用の米や作物、子実用（種子生産用）の作物は対象にはなりません。結果的に飼料用となった場合、その分に関わる経費は対象外となります。
19	①昨年度、別の補助事業で交付を受け導入した製造機械に加えて、更に産地連携を進め仕入を拡大していくための別の機械を今期申請することは可能ですか。 ②複数の産地連携を検討している場合は、同一事業として申請するのですか。	①別の設備等に対する申請であれば、対象になりますが、本事業による設備等の導入によって、さらなる国産原材料の取扱量増加を実施するなどの目的設定が必要です。 昨年度から現状維持の場合は対象になりません。 ②複数産地連携の場合でも、同一事業として申請可能です。
20	遠方の産地を支援する場合、距離の制限はありますか。 また、複数産地の支援は対象になりますか。	産地と食品製造業者の物理的距離に制限はありません。 また、複数産地への支援も対象になります。
21	本補助事業に向けて計画した事業ではなく、すでに開始している事業も対象になりますか。	本事業の事業期間内に事業計画を実施し支払を完了する経費が対象となります。 ※交付決定を受けた日付以降に行った契約（発注）が対象です。 また、国産原材料の取扱いを継続いただくことが前提であるため、事業期間内で取り扱いを終了するものについては、対象になりません。
22	産地へ提供する種苗は、事業実施期間内の収穫分が対象になりますか。	収穫は必須ではなく、事業実施期間内に行った播種、定植された分が対象になります。
23	交付申請書提出後、交付決定までどのくらいかかりますか。	基本的に2～3週間を目安にしています。 ※採択時に指摘させていただいた内容の見直しや、交付申請書の修正有無と修正対応により変動します。
24	新しく契約する産地も対象になりますか。	対象になります。
25	支援先もしくは連携先の産地が、その収穫量の何%を事業実施者向けに出荷しなければならないなどの量的要件があれば教えてください。 また、産地からの調達をより多く実施すれば採択審査の際に有利になりますか。	産地からの出荷割合等の定めはありません。 その産地から食品製造業者が収穫物を仕入れた実績を事業完了後に報告いただきます。 なお採択審査については、特定の数値だけではなく事業計画全体を総合的に検討した上で判断されます。
26	現在、国産作物を活用しているが、品種を変えたい場合の費用負担は対象になりますか。	対象になりますが、国産原材料の増加が事業の目的・要件となるため、なんらかの取扱量を増加していただく必要があります。
27	国産原料である魚の購入は入札制となっており、入札権を持っていないため、商社を通して入札し、それを購入しています。 この場合、産地との連携の証跡はどのようなものが必要になりますか。	商社経由の購入実績、かつ指定産地との連携（調達連続性）が分かる資料が必要です。
28	生産者が個人事業主でも申請可能ですか。	申請可能ですが、応募主体は食品製造事業者となる必要があります。